

弥彦村奨学生の選考基準について

弥彦村奨学生は、下記の基準を基に選考します。

【 収入の選考基準 】

本人（奨学生）の父母（又はこれに代わって家計を支えている者）の前年中1年間の認定所得金額が下表「1 所得基準額」以下であること。

認定所得額の算出は、「2 所得額の計算」により収入がある個人ごとに算出した後、父母を合算した金額から別表の特別控除額を控除した金額をいいます。

1 所得基準額

区 分	所得基準額
世帯人員 2 人	282 万円
3 人	328 万円
4 人	355 万円
5 人	382 万円
6 人	402 万円
7 人	422 万円

備考：世帯人員が7人を超える場合は、1人増すごとに20万円を世帯人員7人の収入基準額に加算する。

下記により算出された所得額の合計額が所得基準額以下である必要があります

2 所得額の計算 ※個人ごとに計算します

(1) 給与所得の場合

年間総収入金額	所得額の算出式
329万円以下の場合	0円
330万円以上400万円以下の場合	収入金額×0.8－263万円
401万円以上878万円以下の場合	収入金額×0.7－223万円
879万円以上の場合	収入金額－486万円

(注1) 1万円未満は切り捨て

(注2) 同一人で2か所以上からの収入があり、いずれも給与収入の場合は、収入額を合算した後、上記計算式により個人ごとに算出します。

(2) 給与所得以外の場合

収入金額（または売上額）から必要経費を差し引いた金額を記入する。

(注) 1万円未満は切り捨て

【 所得額計算例 】 ※個人ごとに計算してください

裏面の計算例を参照してください

① 給与所得者の場合

年間総収入 a 万円 (1万円未満切り捨て。所得証明書または源泉徴収票の「給与収入」)

a が 329 万円以下の場合 0 万円

a が 330 万円以上 400 万円以下の場合 . . . a×0.8-263 万円 万円

a が 401 万円以上 878 万円以下の場合 . . . a×0.7-223 万円 万円

a が 879 万円以上の場合 a-486 万円 万円

② 自営業者の場合

確定申告書または市町村民税申告書に記載の所得額 万円

③ その他の所得の場合

確定申告書または市町村民税申告書に記載の所得額 万円

④ 上記①～③の所得が複数ある場合

● 給与所得分

年間総収入 a 万円 (1万円未満切り捨て。所得証明書または源泉徴収票の「給与収入」)

a が 329 万円以下の場合 0 万円

a が 330 万円以上 400 万円以下の場合 . . . a×0.8-263 万円 万円

a が 401 万円以上 878 万円以下の場合 . . . a×0.7-223 万円 万円

a が 879 万円以上の場合 a-486 万円 万円

給与所得 万円 A

● 営業所得およびその他所得

確定申告書または市町村民税申告書に記載の所得額 万円 B

保護者の所得額 (A+B) 万円 C

特別控除額 (別表) 万円 D

認定所得金額 (C-D) 万円

別表 特別控除額表

区分	特 別 の 事 情	特 別 控 除 額							
就 学 者 分 控 除	就学者のいる世帯 (児童・生徒・学生1人あたり)	小 学 校		8 万円					
		中 学 校		1 6 万円					
				自宅通学	自宅外通学				
		高 等 学 校	国・公立	2 8 万円	4 7 万円				
			私 立	4 1 万円	6 0 万円				
		高等専門学校	国・公立	3 6 万円	5 5 万円				
			私 立	6 0 万円	8 0 万円				
		大 学	国・公立	5 9 万円	1 0 2 万円				
			私 立	1 0 1 万円	1 4 4 万円				
		専修学校	高等	国・公立	1 7 万円	2 7 万円			
課程	私 立		3 7 万円	4 6 万円					
専門	国・公立		2 2 万円	6 2 万円					
	課程	私 立	7 2 万円	1 1 2 万円					
そ の 他 の 控 除	ア 母子・父子世帯	4 9 万円							
	イ 障害のある人のいる世帯	障害のある人1人につき (障害者手帳の写しなどの証明書類必要)		8 6 万円					
	ウ 長期療養者のいる世帯	療養のため経常的に特別な支出をしている金額。(証明書類必要) 診療代、治療代、医薬品代に限り。食費等は対象としない							
	エ 主たる家計支持者が別居している世帯	別居のため特別に支出している金額。ただし、71万円を限度とする。 住居費、光熱水費等に限る。(領収書など証明書類必要)							
	オ 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯	日常生活を営むために必要な資材あるいは、生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたって支出増又は収入減になると認められる年間金額。(証明書類必要)							
本 人 分 控 除	国・公立	<table border="0"> <tr> <td>自宅通学</td> <td>2 8 万円</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>4 7 万円</td> </tr> </table>				自宅通学	2 8 万円	自宅外通学	4 7 万円
	自宅通学	2 8 万円							
自宅外通学	4 7 万円								
私 立	<table border="0"> <tr> <td>自宅通学</td> <td>4 1 万円</td> </tr> <tr> <td>自宅外通学</td> <td>6 0 万円</td> </tr> </table>				自宅通学	4 1 万円	自宅外通学	6 0 万円	
自宅通学	4 1 万円								
自宅外通学	6 0 万円								

- 備考 1 「就学者分控除」欄の「就学者のいる世帯」の控除は申込者本人を除く世帯員を対象とする控除である。
- 2 「本人分控除」欄は、申込者本人のみを対象とした控除である。
- 3 該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、それらの控除額をあわせて控除することができる。